

日本学生支援機構

海外への短期留学生のための貸与奨学金制度

第二種奨学金(短期留学)の募集について

平成19年度に本学在学中で短期留学を予定している学生を対象とした奨学金貸与制度(第二種奨学金：利息付き)に出願の意志がある方は下記のとおり手続きをしてください。

記

申込資格：

3ヶ月以上1年以内で下記のいずれかに該当する留学
(ただし、短期留学推進制度(給付型)との併給はできません)

学生交流に関する協定等に基づく留学

留学により修得した単位が在籍する大学の単位として認定されることが前提となっている留学

<注意> 留学形態によっては申込資格がない場合がありますので、願書請求時に必ず学生課にて確認してください。

平成17年度以前に日本学生支援機構奨学金に採用となり貸与を受けている者と、平成18年度以降に日本学生支援機構奨学金に採用となった、または採用となる予定の者では条件がいくつか異なります。

現在、日本学生支援機構奨学金を受けている、もしくは出願中の場合は必ず願書請求時に申し出てください。

例)平成18年度以降に定期募集分で第二種奨学金に採用となった者は、留学中その第二種奨学金は休止となる。そのため、留学中も第二種奨学金を受給希望であればこの第二種奨学金(短期留学)への出願が必要である。

書類配布・提出(出願)期限：

留学開始月	書類配布期限・配布場所	提出(出願)期限・提出場所
平成19年 4月 ～平成19年 7月	平成19年1月29日(月)16:50まで 学生課(学生サービスセンター1階)	平成19年1月31日(水)16:50まで 学生課(学生サービスセンター1階)

いずれも期限厳守のこと

日本学生支援機構

海外への短期留学生のための貸与奨学金制度

第二種奨学金(短期留学)の募集について

平成19年度に本学在学中で短期留学を予定している学生を対象とした奨学金貸与制度(第二種奨学金：利息付き)に出願の意志がある方は下記のとおり手続きをしてください。

記

申込資格：

- 3ヶ月以上1年以内で下記のいずれかに該当する留学
(ただし、短期留学推進制度(給付型)との併給はできません)
- 学生交流に関する協定等に基づく留学
- 留学により修得した単位が在籍する大学の単位として認定されることが前提となっている留学

<注意> 留学形態によっては申込資格がない場合がありますので、願書請求時に必ず神戸三田キャンパス事務室所属学部・研究科担当窓口にて確認してください。平成17年度以前に日本学生支援機構奨学金に採用となり貸与を受けている者と、平成18年度以降に日本学生支援機構奨学金に採用となった、または採用となる予定の者では条件がいくつか異なります。

現在、日本学生支援機構奨学金を受けている、もしくは出願中の場合は必ず願書請求時に申し出てください。

例)平成18年度以降に定期募集分で第二種奨学金に採用となった者は、留学中その第二種奨学金は休止となる。そのため、留学中も第二種奨学金を受給希望であればこの第二種奨学金(短期留学)への出願が必要である。

書類配布・提出(出願)期限：

留学開始月	書類配布期限・配布場所	提出(出願)期限・提出場所
平成19年 4月 ～平成19年 7月	平成19年1月29日(月)16:50まで 神戸三田キャンパス事務室 所属学部・研究科担当窓口	平成19年1月31日(水)16:50まで 神戸三田キャンパス事務室 所属学部・研究科担当窓口

いずれも期限厳守のこと